

市国民保護計画(素案)にご意見をお寄せください

防災安全課  
内線 272

市は、外部からの武力攻撃や大規模なテロなどから市民の生命・身体・財産を保護し、その被害や社会生活などに及ぼす影響を最小とするため「市国民保護計画」を作成します。  
そこで計画(素案)の概要をお知らせし、ご意見を頂くことで計画を作成する上での参考にいたします。皆さんのご意見をお寄せください。

国民保護計画とは

平成16年9月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」が施行されました。これにより、国は、外部からの武力攻撃などから国民の生命・身体・財産を保護するため、緊急の必要がある時は警報を発令し、危険な状態になったことを国民に知らせることになります。また、武力攻撃が国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小にとどめるため、国・都道府県・市町村が情報の提供や避難の誘導、避難所の開設、救助活動などを速やかに行うこととしています。



市国民保護計画は、市の特性を踏まえた上で、市民の保護のための措置を的確・迅速に実施するために定めるものです。  
なお、この計画は「国民保護法」「国民の保護に関する基本指針」「県国民保護計画」を踏まえて作成することとなります。

計画に定める主な事項

- ・ 警報の伝達、救援、安否情報の収集・提供、避難住民の救援、警戒区域の設定
- ・ 訓練の実施方法、必要物資・資材の備蓄
- ・ 対策本部の運営
- ・ 国・県との連絡体制、他市町村との相互応援協定、警察・消防との連携



避難先地域への避難

国民保護措置の3つの柱

市の役割としては、「避難」「救援」「武力攻撃に伴う被害の最小化」が大きな柱となります。

① 避難

日本に対する武力攻撃が発生した時や、発生が確実で危険が切迫している時に、国は警報を発令し、また、住民避難の必要があると判断した時には、避難措置を取るよう県に指示します。  
市は、県からの避難指示の伝達を受け、住民に対し避難の指示を行い、消防団などを指揮し避難住民の誘導を行います。

② 救援

国は、避難後の住民の生活を救援するため、収容施設の設置、食品・飲料水・生活必需品の提供、医療の提供など救援に関する措置を取るよう県に指示をします。なお、県は、国からの指示を待つ時間的な余裕がない場合は、指示を待たずに救援活動を行うことができます。

③ 武力攻撃に伴う被害の最小化

- 市は、国や県と協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために次の必要な措置を実施します。
- 消火、救急や救助の活動を行います
  - 警戒区域の設定、区域内への立ち入り制限・立ち入り禁止、退避の指示を行います
  - 生活関連等施設(ダム、発電所など)の安全確保、警備強化、立ち入り制限などを行います

□ 危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造の禁止・制限などを行います

情報の正確性を確保することはもちろん、住民の皆さんからの安否情報の照会に対しては、個人情報保護に十分留意した上で回答します。



■ 計画(素案)の閲覧 ■

- ◇ とき 11月1日(水)～30日(木)
- ※ 平日の午前8時30分～午後5時15分
- ◇ ところ 防災安全課、各連絡所(太田連絡所を除く)で閲覧できます
- ※ 市ホームページでもご覧になれます
- <http://www.city.minokamo.gifu.jp/pub/index.html>

ご意見をお寄せください

- ◇ 提出期限 11月30日(木)
- ◇ 提出方法 住所、氏名、および電話番号を記入したご意見を、直接、郵送、ファクス、Eメールのいずれかの方法で提出願います
- ◇ 提出先 〒505-8606 太田町3431-1 美濃加茂市役所防災安全課
- T E L 25・2111(内線272)
- F A X 25・3917
- E-mail bousai@city.minokamo.gifu.jp